（氏名及び住所並びに元利金支払場所の届出）

第九条　法第四条及び第八条の規定による引揚者給付金又は遺族給付金を請求しようとする者は、引揚者国庫債券並びにその元金及び利子の受領の際照合の用に供するための氏名及び住所並びに当該引揚者国庫債券の元利金支払場所として指定しようとする日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店（以下「指定日本銀行等」という。）を届け出なければならない。

2　前項の届出は、引揚者給付金等支給法施行規則第二条第一項及び第三条第一項に規定する引揚者給付金請求書又は遺族給付金請求書を提出する際これに添えて、別紙第二号書式による氏名等届出書により行うものとする。

3　第一項の規定により届け出た住所を変更しようとするときは、別紙第三号書式による住所変更請求書に住所の変更の事実を証明する書類を添えて、変更を請求する者が受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等に届け出なければならない。

4　第一項の規定により届け出た指定日本銀行等を変更しようとするときは、別紙第四号書式による元利金支払場所変更請求書に当該引揚者国庫債券を添えて、変更を請求する者が受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等又は新たに元利金支払場所として指定しようとする日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店に提出しなければならない。

（支払の手続）

第十条　引揚者国庫債券の元金及び利子は、指定日本銀行等において支払を請求する者が受取人本人であることを示す書類の呈示を求めた上、利札又は賦札と引き換えに支払うものとする。

2　前項の場合において、受取人以外の者で当該引揚者国庫債券の元金及び利子の受領につき正当に権利を行使することのできるものが支払を請求したときは、その者が正当に権利を行使する者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者本人であることを示す書類の呈示を求めた上、利札又は賦札と引き換えに支払うものとする。

3　［略］

（記名の変更）

第十一条　引揚者国庫債券の受取人の死亡、氏名の変更その他の理由により引揚者国庫債券に記載された氏名を変更しようとするときは、その相続人又は受取人は、別紙第五号書式による記名変更請求書に戸籍謄本又は戸籍抄本その他相続又は氏名の変更の事実を証明する書類及び当該引揚者国庫債券を添えて、変更を請求する者が相続人又は受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等に提出しなければならない。

（印鑑及び元利金支払場所の届出）

第九条　法第四条及び第八条の規定による引揚者給付金又は遺族給付金を請求しようとする者は、引揚者国庫債券並びにその元金及び利子の受領の際照合の用に供するための印鑑並びに当該引揚者国庫債券の元利金支払場所として指定しようとする日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店（以下「指定日本銀行等」という。）を届け出なければならない。

2　前項の届出は、引揚者給付金等支給法施行規則第二条第一項及び第三条第一項に規定する引揚者給付金請求書又は遺族給付金請求書を提出する際これに添えて、別紙第二号書式による印鑑等届出書により行うものとする。

3　第一項の規定により届け出た印鑑を変更しようとするときは、指定日本銀行等において交付する改印届用紙により、指定日本銀行等に届け出なければならない。

4　第一項の規定により届け出た指定日本銀行等を変更しようとするときは、別紙第三号書式による引揚者国庫債券元利金支払場所変更請求書に当該引揚者国庫債券を添えて指定日本銀行等又は新たに元利金支払場所として指定しようとする日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店に提出しなければならない。

（支払の手続）

第十条　引揚者国庫債券の元金及び利子は、指定日本銀行等において前条第一項から第三項までの規定により届け出た印鑑と同一の印影のある利札又は賦札と引き換えに支払うものとする。

2　前項の場合において、受取人以外の者で当該引揚者国庫債券の元金及び利子の受領につき正当に権利を行使することのできるものが支払を請求したときは、その者が正当に権利を行使する者であることを証明する書類を提出させた上、その者の印を押した利札又は賦札と引き換えに支払うものとする。

3　［同上］

（記名の変更）

第十一条　引揚者国庫債券の受取人の死亡、氏名の変更その他の理由により引揚者国庫債券に記載された氏名を変更しようとするときは、その相続人又は受取人は、別紙第四号書式による引揚者国庫債券記名変更請求書に戸籍謄本又は戸籍抄本その他相続又は氏名の変更の事実を証明する書類及び当該引揚者国庫債券を添えて指定日本銀行等に提出しなければならない。